

令和5年10月10日
地域振興部地域振興課

使用料等の7回目の特例的措置について

令和2年10月1日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したが、特例的措置により、令和5年9月30日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の動向等を注視する必要がある現況を踏まえ、特例的措置の期間を延長し、7回目となる特例的措置を実施する。

1 特例的措置の延長の内容

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類に移行したもの、感染者数の増加が続いているとの報道もあり、一部の施設においては引き続き利用制限等の措置が必要となる可能性があることなどを総合的に勘案し、令和6年3月31日までの利用分については、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金へ据置き対応を行う（6か月間の期間延長）。

2 対応方針

（1）各施設の対応

- ・指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応。
- ・区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応。

（2）利用者等への周知

- ・区ホームページへ掲載（令和5年9月1日～）
- ・区報令和5年9月1号へ掲載
- ・各施設における掲示等

（3）その他

- ・令和6年4月1日利用分から改定料金を適用。
- ・令和5年度予算への反映は一般会計補正予算第4号にて実施。